

米連邦最高裁の違憲判決が示すもの

「差別の歴史」を塗り替える

キリスト教と同性婚

国際基督教大
学務副学長 森本 あんり

不平等が個人の自由奪う

アメリカ連邦最高裁判所は6月26日、婚姻を男女間に限るとした「結婚防衛法」に違憲判決を出した。日本の主要新聞でも一面で取り上げられるなど関心を呼んだ。一部では「同性婚の禁止は違憲」という見出しなどから誤解も生じたため、少し整理してお伝えしたい。

◇今回の違憲判決とその歴史的背景

アメリカの法体系は州と連邦の二重構造になっているが、結婚など私法の秩序に関する事柄は基本的に州法の領域にある。同性間の婚姻は、2004年にマサチューセッツ州ではじめて法的に認められて以来、現在までにニューヨークやカリフォルニアなど13の州と首都ワシントンで認められるようになってきている。

「同性愛」語らぬ聖書

信仰の在処は
模索の過程に

◇今日聖書を誠実に読むとは

同性愛をめぐってアメリカの議論を大きく左右するのがキリスト教である。よく知られている通りである。聖書は同性愛について何を教えているのか。この問いに答えるには、簡単なようで実は難しい。なぜなら聖書はそれについて何も語っていないからである。「同性愛」という言葉が登場したのは20世紀になってからで、聖書が書かれた時代には概念そのものが存在しなかった。

「同性愛」といふ言葉は「男は男に對して恥」と思われるかもしれない。多くのキリスト者もそう思うであろう。たしかに、聖書には同性愛に否定的な言葉が並んでいるように見える。旧約聖書「レビ記」には「あなたと男と寝るやうに男と寝るはなむなむ。これは憎むべきことである」(18章22節)とあるし、新約聖書にも「男色」を非難する言葉が繰り返されている。特に「ローマ書」には、「女はその自然の関係を不自然なものに代え、男もまた同じやうに女との自然の関係を捨て、互にその情欲

の炎を燃やし、男は男に對して恥すべきことをなす」(1章26-27節)云々である。

しかし、誤解されてはならない。これらが非難しているのは「同性愛」ではなく「同性間性行

「家族とは何か」を問う

◇少数者の人権を守る裁判所

キリスト教と同性愛については、以前にも本紙に論評する機会があったが、数えてみると今から15年前のことである。この15年の間に、同性愛に対するアメリカ社

会への対応は大きく変化した。前述の「結婚防衛法」は、1996年の成立時には連邦議会の大多数の賛成を得たが、今では同法に署名したクリントン氏も廃止を訴えていた。現オバマ大統領は以前から同性婚に肯定的だし、宗教の如何にかかわらず、アメリカ人の過半数、ことに30歳以上の若者では大半が、今回の決定を歓迎している。今後は、同性婚そのものは是非から同性婚カプルの子育てや親権といった次のステップへと議論の焦点が移ってゆくであろう。

それは、「家族とは何か」という、より根本的な問いを併発する。日本でも同性愛者であることを自覚する人は少なくないが、憲法や民法の規定で結婚は男女間に限定されている。今回の判決で特に印象づけられるのは、同性愛者に

それ以外の権利はすべて州に留保される。つまり、各州はそれぞれの解釈により結婚を定義する権力を有しており、同性婚を禁止する州は今後もその定義を維持することができるといっている。

た。たとえば原発再稼働や憲法改定の是非という問題を考えるには、まずは聖書以外から必要な知識や情報を得ることが必要であろう。その上で、キリスト者は正面から聖書に向き合い、真剣に折り、答えを模索する。その悩み多き模索の過程にこそ、信仰の在処がある。

もそれは本人の自発的な選択による結果ではない、ということも明らかになっている。

聖書は、キリスト教徒にとり信仰と生活のかけがえのない規範である。だが、聖書を読んでもいれ

論・談



もりもと・あんり氏 1956年、神奈川県生まれ。プリンストン神学大学院博士課程修了 (Ph.D.)。現在、国際基督教大教養学部教授・学務副学長。著書に『アジア神学講義』『グローバル化するコンテクストの神学』『アメリカ・キリスト教史』理念によって建てられた国の軌跡』『アメリカの理念の身体―寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史の軌跡』。訳書に『シェンフィールド』『イカー編』『キリスト教は同性愛を受け入れられるか』など。